

次代にスムーズに引き継ぐ

さいたま商工会議所に事業承継特別相談窓口を設置

中小企業・小規模事業の約4割が65歳以上となっており、今後数年の間に多くの経営者が事業承継のタイミングを迎えます。

さいたま商工会議所では、経営者の皆様がよりスムーズに、またベストなタイミングで事業承継を円滑に行えるよう特別相談窓口を設置しております。

事業の引継ぎは、株式や資産の譲渡だけではありません。中小企業・小規模事業者にとって、創業以来の大きな節目の一つといっても過言ではありません。お客様に愛され、歴史を重ねた会社だからこそ『事業承継対策』が必要なのです！

会社の経営を後継者にバトンタッチ…それが事業承継

複雑に絡み合う問題

期限がないから
取り組みが先送りになっている

やらなきゃいけないって
分かっているけど…
そもそも、
どんな準備が必要なの??



自社の現状把握

経営課題

信頼関係

一体、どこに？誰に？
何から相談すればいいの??

さいたま
商工会議所が

丁寧にお手伝いいたします！

事業承継の支援内容(例)

- ◎現状把握・課題の洗い出し
(事業承継に係る経営改善を幅広くヒアリング)
- ◎事業承継計画の策定
- ◎専門家による相談
- ◎後継者の育成 など



地域で身近な支援機関、さいたま商工会議所では経営者の皆さまの課題に応じて伴走型の支援を実施いたします。

状況・支援内容等によって、埼玉県事業引継ぎ支援センターや埼玉県事業承継ネットワークなどの参画機関と連携のうえサポートいたします。

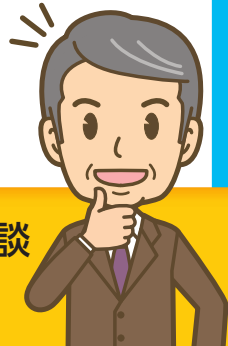
埼玉県事業承継ネットワーク
<https://www.3192shoukei.jp/>



埼玉県事業引継ぎ支援センター
<http://www.saitamacci.or.jp/management/handing.asp>



お問合せ・ご相談
詳しくは裏面へ



事業承継に向けたステップ

ステップ 1

事業承継に向けた準備の必要性の認識 **気づき**



ステップ 2

経営状況・経営課題等の把握 (見える化)



ステップ 3

事業承継に向けた経営改善 (磨き上げ)



ステップ 4

事業承継計画策定



ステップ 5

事業承継の実行・企業の成長、発展 **フォローアップ**

しっかりとサポート

事業承継の構成要素



事業承継を円滑に行う上で、必要なプロセスについて、国が策定した「事業承継ガイドライン」の要点として、事業承継に向けたステップが挙げられています。貴社がどのような支援を望んでいるのか…。先ずはご相談ください。

相談申込書 FAX 048-643-2720 又は E-mail: syoukibosien@saitamacci.or.jp

(フリガナ)		(フリガナ)	
事業所名		代表者名 (役職)	()
所在地	〒 -		
TEL (会社)		FAX (会社)	
(フリガナ)		代表者と相談者の関係	①本人 ②親族 (後継予定者) ③従業員 (後継予定者) ④その他 ()
相談者 (役職)	()		
希望連絡先 TEL・E-mail	※本件で希望する連絡先 (携帯番号可)	本件で希望する 連絡の時間帯	※平日 8:30 ~ 17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

～厳しい今だからこそ、今後に繋げよう！～

小規模事業者のための

「事業計画」 作成セミナー

全集中型
ナイトセミナー!

近年、国の各種施策の活用や現在の経営環境において、「事業計画書」を作成・提出しなければならないケースが以前にもまして増えております。

特に、現在の新型コロナウイルス感染症禍においては、感染症の防止対策だけでなく、新たな生活様式に順応した取組を計画的に実施することが必要不可欠な状況にあります。

本セミナーは、事業計画作成手法の習得を目指し、平成28年より実施以降、「計画策定に向けロールプレイングで考える機会が得られた!」というご意見だけでなく、「自社の取組やターゲット先を見つめ直すことができました!」と好評をいただいております。

「初めて事業計画書を作成する」、「新たな取組に向けた事業計画書をもう一度、作り直したい」方など大歓迎です。この機会を活用して是非ご参加ください!

こんな方にお勧め!

- ①売上・業績アップをしたいけどどうして良いかわからない。
- ②最近「補助金」と言う言葉を良く聞くけど計画書類の作成が大変そうだ。
- ③計画書を自分1人で作れると思えない。

開催日時 **1日目** 令和3年 2月16日(火)
18:00~20:00

2日目 令和3年 2月19日(金)
18:00~20:00

開催場所 **大宮ソニックシティビル8階 808会議室**
(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)

内容 **1日目** 変化する経営環境を生き抜く!「事業計画書」とは?

- ①「事業計画書」は会社の道しるべ
- ②「事業計画書」には何が書いてあるのか
- ③「事業計画書」をとことん活用しよう!

2日目 コロナ禍を生き抜く「事業計画書」づくり

- ①「事業への思い」がパワーの源!
- ②ビジネスモデルづくりのポイントとは
- ③コロナ禍を生き抜く「事業計画書」をつくってみよう

参加対象 **小規模事業者が対象となります。**

受講料 **無料**

定員 **15名** (先着順ですとお早めにお申し込みください)



【講師紹介】
マネジメントオフィスKOBA
中小企業診断士

小林 貞夫 氏

【講師経歴】

電気業界での営業経験を活かし、マーケティングを通じた中小企業の営業・販売支援を中心とした中小企業診断士として活動中。経営革新計画をはじめ各種事業計画支援実績も豊富。

主催 **さいたま商工会議所 中小企業相談所**
小規模経営支援課…TEL 641-0084

浦和支所…TEL 838-7701 大宮支所…TEL 646-4141

与野支所…TEL 855-8011 岩槻支所…TEL 756-1445

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日はマスクの着用をお願いいたします。
新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーの開催を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

さいたま商工会議所 小規模経営支援課 行
【小規模事業者のための事業計画作成セミナー】 受講申込書



➔ FAX : 048-643-2720

R3/2/16・19

事業所名		業種		従業員数		名
電話番号		FAX番号				
事業所所在地						
受講者氏名	①		②			

商工団体(商工会議所・商工会)及び各連合会》

お近くの商工会議所・商工会もしくは、『事業承継相談員』を配置している**埼玉県商工会議所連合会**・**埼玉県商工会連合会**では、直接ご相談に応じています。

上尾・川越・越谷・さいたま・狭山 草加・所沢・飯能・蕨	→	埼玉県商工会議所連合会 TEL 048-647-4115 E-mail amano@cci-saitama.or.jp	
下記の自治体は、商工会議所と商工会の併存地域となります。 ご都合の良い連合会にご連絡ください 春日部・川口・行田・熊谷・秩父・深谷・本庄	→	埼玉県商工会連合会 TEL 048-641-3953 E-mail syoukei@syokai.jp	
上記以外の市町村	→		

埼玉県産業振興公社》 TEL 048-647-4085

埼玉県内の中小企業を対象に、公社職員並びに民間企業出身のコーディネーターによる事業承継相談を無料で行っております。

埼玉県事業引継ぎ支援センター》 TEL 048-711-6326

事業の引継ぎに関する情報提供やマッチングなど様々な課題の解決を支援する公的相談窓口として、専門家が無料で相談対応・アドバイスを行います。

金融機関》

【政府系金融機関】日本政策金融公庫／商工組合中央金庫 【銀行】埼玉りそな銀行／武蔵野銀行
 【信用金庫】埼玉縣信用金庫／川口信用金庫／青木信用金庫／飯能信用金庫

その他、よろず支援拠点など》

多くの公的機関での相談も可能です。詳細は、ポータルサイトネットワーク一覧でご確認ください。

相談先が不明の場合…》 **埼玉県事業承継ネットワーク事務局**まで下記「申込書」を送付ください。
 ご相談内容に応じた公的支援機関をご紹介します。

事業承継相談申込書 送付先:埼玉県事業承継ネットワーク事務局
 FAX 048-845-5201 E-mail tomizawa.s@saitamacci.or.jp

下記事項をご記入のうえ、このままA4サイズでFAXにてお送りください。受付後、「ご相談者(希望連絡先)」に電話もしくはメールにてご連絡いたします。

ふりがな	ふりがな	記入日	年	月	日
事業所名	代表者名				
					役職()

事業所について

住所	〒 -	業種	
従業員数	(うちパート 人) 人	資本金	万円
電話番号	()	FAX番号	()

ご相談者(希望連絡先)について

ふりがな	代表者との関係	<input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> ご親族()
お名前	()	<input type="checkbox"/> 役員・従業員 <input type="checkbox"/> その他()にご記入ください
電話番号	FAX番号	()
メールアドレス	@	

ご提供いただいた個人情報、法令の定めがある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外使用や第三者へ提供することはありません。

【埼玉県事業承継ネットワーク事務局】 TEL 048-845-5200

いつかは訪れる事業承継
「会社の将来」について
バトンタッチの準備はできていますか？

大切な会社を次世代へ！
事業にかける思いを未来につなぐ

後継者がいない…
どうやって探せばいいの？

相談相手がない…
家族に相談できない、社内にも相談相手がない

やり方がわからない…
事業を引き継ぐ手続きや方法を知りたい

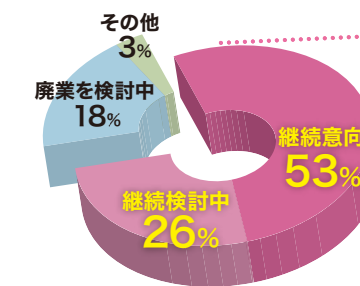
子供に譲りたいと思っているけど…
後継者教育はどうすればいいの？

まだ元気だけど…
早く準備をするといいいことあるの？

実は事業承継のことよくわからない…
何をいつから始めればいいの？

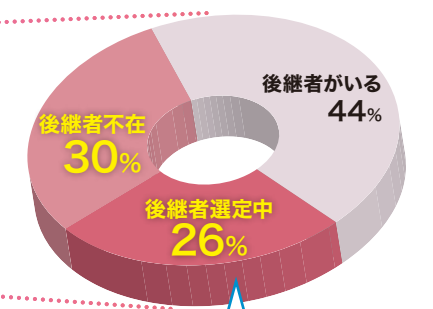
あなただけの
 悩みでは
 ありません！

Q1 今後の事業展開



Q2 後継者の状況について

Q1で事業を継続意向※のうち



事業を継続意向※で「後継者が不在もしくは選定中」と回答した経営者は、約**56%**

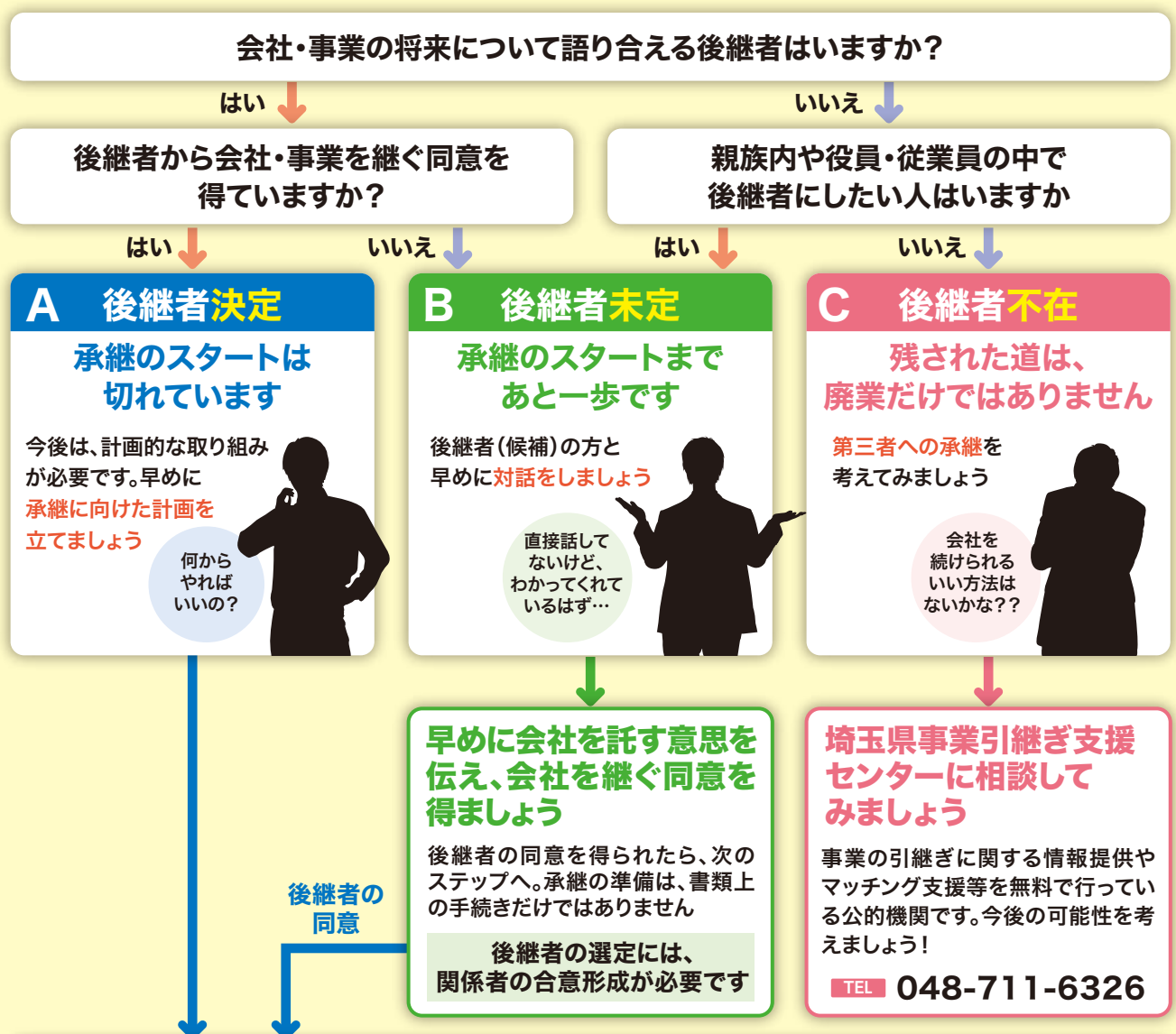
※事業の継続を検討中の方を含める

出典：2018年度埼玉県「事業承継に関するアンケート報告書」

まずは、自己診断(中面)のうえ、**埼玉県事業承継ネットワーク**構成機関にお気軽にご相談ください

会社のこれからについて考えているけど、何から取り組んだらいいんだろう？

そんな悩みをお持ちなら、 下のチャートでチェックしてください！



社長と後継者が、会社の現状と未来について話し合しましょう
事業の引継ぎに向けた課題を整理。計画を策定し実行に移すことが重要です

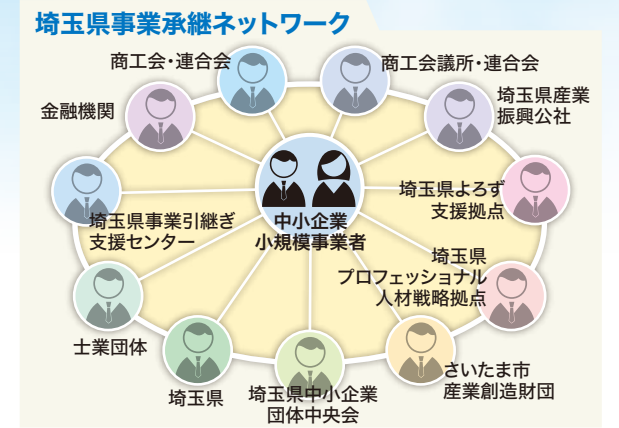
埼玉県事業承継ネットワークでは、構成機関や専門家と連携し、課題の把握～整理、『事業承継計画』の策定などをサポートしています

具体的な課題(例)

- ☑ 関係者の理解 社内や取引先・金融機関への事前説明など
- ☑ 経営状況や経営課題の把握(見える化)、経営力向上(磨き上げ)
- ☑ 後継者の教育
- ☑ 個人保証・担保の確認 経営者保証ガイドラインを確認しましょう
- ☑ 後継者への自社株式・事業用資産の配分
後継者が親族の場合と従業員など親族以外の場合で、対応が異なります
- ☑ 目に見えない資産の引き継ぎ 企業理念や人脈、信用力、社内組織・人材など

中小企業庁・埼玉県は、地域における事業承継支援体制の強化に向けて、 県内企業のためのネットワーク構築に取り組んでいます。

埼玉県では、さいたま商工会議所内に「埼玉県事業承継ネットワーク事務局」を設置。
埼玉県内の商工会・商工会議所、金融機関や支援機関及び各士業団体が、事業承継支援を円滑に行うために組織したネットワークです。



公的支援機関の事業承継専門スタッフによる相談体制を整備

埼玉県商工会議所連合会 埼玉県商工会連合会
埼玉県産業振興公社 埼玉県よろず支援拠点
埼玉県事業引継ぎ支援センター さいたま市産業創造財団 など

事業承継のお悩み解決 / 埼玉県事業承継ネットワーク **WEBサイトのご案内**

「埼玉県事業承継ネットワーク」が運営する事業承継を考える方のポータルサイトをご利用ください！

事業承継診断

- 自社の現状や、今後の方向性を確認できる無料の事業承継診断
- 貴社や経営者が抱えているお悩みに対し、診断結果を見ることができます。
- 簡単な2択回答で即診断

セミナー・相談会、公的支援制度情報

- 事業承継を経験した企業経営者・後継者や専門家によるセミナーの開催情報
- 後継者育成のための研修会情報
- 事業承継に関する補助金・助成金や各種公的支援制度などを掲載

簡易株価評価サービス

- 事業承継では、一般的に、後継者が経営権を確保できるよう自社株式の承継が必要です。
- 自社株式の相続や贈与を検討する際に、貴社の株式がどれくらいの価格で評価されるのか？を知っておくと、対策を検討する上で役立ちます。

必要に応じ、公的な支援機関にお繋ぎし、最適な事業承継をバックアップします。

専門家の派遣

事業承継に関する課題に対し、専門家の派遣を行い、課題の解決に向け、サポートいたします

- 派遣回数: 3回まで、1回あたり正味5時間 最大15時間の相談が無料
- 登録専門家: 県内を中心に、税理士、弁護士、中小企業診断士など約50名が登録 (2019年10月現在)

【専門家派遣の流れ】

- STEP 1** お近くの商工会議所・商工会・金融機関などにご相談ください
- STEP 2** 適切な専門家をご紹介しますので、「申込書」など必要な書類をご提出ください
- STEP 3** 専門家との面談スケジュールを調整します (ご都合の良い時間、場所で…)
- STEP 4** 専門家が課題をお聞きし、解決に向けたサポートを実施します

事業主様 → 商工会議所・商工会・金融機関 → 専門家

相談内容(例)

- ☑ 事業承継の進め方
- ☑ 経営状況・経営課題に把握=見える化
- ☑ 経営改善=磨き上げ
- ☑ 計画立案や実施などに関する課題
- ☑ 税務上や法律面の課題や行政手続き など

中小企業庁プッシュ型事業承継支援高度化事業 **埼玉県事業承継ネットワーク**

3192shoukei 検索

詳しくはWEBで! 埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

「簡易株価評価」サービスのご案内

無料

一般的に専門家に個別相談した場合有料です

- 事業承継では、一般的に、後継者が経営権を確保できるよう自社株式の承継が必要です。
- 自社株式の相続や贈与を検討する際に、貴社の株式がどれくらいの価格で評価できるのか？ということを知っておくと、対策を検討する上で役立ちます。

**秘密
厳守**

こんな方はぜひご利用ください!!



子供に株を渡す時に税金がかかる?



当社の株価はいくら位?



当社は「事業承継税制の特例」を利用した方が得?



事業承継といっても、何から検討すればよいのだろう…

簡単入力

申込書
入力&送信

概算株価の
算定

評価報告書の
還元

- 1 埼玉県事業承継ネットワークの **ポータルサイトにアクセス** ▶▶▶ 3192shoukei **検索** もしくはQRコードから!
- 2 サイト内「トピックス」-「お役立ち情報」の申込書(Excel版)を**ダウンロード**
- 3 2期分の決算書等を準備のうえ、**主要な計数等を入力し送信**

QRコード



- 1 主要な計数等を受領した事務局は、**お客様を特定するデータを除き**税理士法人など連携する専門家に送付。
- 2 専門家である税理士法人など、において評価額を算定

- 事務局から「評価報告書」を貴社に還元します【通常1週間以内】

※サポートをご希望の場合は、ご指定の商工会議所・商工会、埼玉県産業振興公社に事務局より送付することも可能です。

商工会議所・商工会、埼玉県産業振興公社等ネットワーク参画機関が、必要に応じ、評価後の対策をサポートします!

お客様それぞれの状況に応じた事業承継のアドバイスや専門家のご紹介・派遣、埼玉県事業引継ぎ支援センター(相談無料の公的機関)へのお取次ぎ 等



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

プッシュ型事業承継支援高度化事業
埼玉県事業承継ネットワーク

埼玉県事業承継ネットワーク『簡易株価評価サービス』申込書

□ 枠内に入力してください 入力(依頼)日: 2019年 **〈見本〉**

非開示)事業者名 埼玉産業 事務局記入: 整理番号

業種(大分類) 建設 業 売上の50%超を占める主たる業種を選択してください

業務内容 その他設備

項目	直前期		直前々期		直前々々期		備考
	2019年	3月期	2018年	4月期	2017年	4月期	
貸借対照表 単位: 千円							
総資産 金額	100,000		***		***		
土地	30,000		***		***		
株式	10,000		***		***		
総負債 金額	100,000		***		***		
純資産 金額	30,000		25,000		***		
資本金等	10,000		***		***		
損益計算書 単位: 千円							
売上	150,000		140,000		***		
経常利益	20,000		18,000		***		
株主資本等変動計算書 単位: 千円							
配当金支給額	3,000		0		0		

株主構成	続柄	持株数
非開示)株主A	本人	500株
非開示)株主B	妻	300株
非開示)株主C	長男	150株
非開示)株主D	次男	株
非開示)株主E		株
発行済み株式総数		950株

従業員数(直前期)	
正社員	12人
臨時雇用社員	7人
合計	19人

サービス申込



『評価報告書』還元



【貴社株式評価額(相続税評価額)】

〈見本〉

埼玉産業			
会社規模	中会社の中	業種	その他の設備工事業
評価方法	類似業種比準価額	純資産価額	相続税評価額
1株当たりの株価	5,296円	17,169円	5,296円
A様	123千円	123千円	123千円
B様	12千円	12千円	12千円
C様	1千円	1千円	1千円
時価総額	137千円	137千円	137千円

本サービス利用上のご留意事項

- ✓本サービスは、埼玉県事業承継ネットワーク事務局が、貴社の株価の目安を把握していただくことを目的に、税理士法人・会計事務所(下記)と連携して提供するサービスです。
- ✓商工会議所・商工会、埼玉県産業振興公社等は埼玉県事業承継ネットワークの一員として、本サービスを取り次ぎます。
- ✓本サービスの評価額は、ご提供いただいた資料のみを基にした、一定の概算数値であり、正確な評価、税金の申告などについては、税理士等専門家にご相談ください。
- ✓また、詳細な株価評価を行う際には、税務署に提出する申告書一式その他各種確認書類が必要で、有償となる場合がありますのでご注意ください。
- ✓尚、必要に応じ税理士等専門家をご紹介しますので、お近くの商工会議所・商工会にご相談ください。
- ✓事務局及び受付した機関(商工会議所・商工会、埼玉県産業振興公社等)が入手した『貴社名』は、税理士法人・会計事務所には開示しませんのでご安心ください。

税理士法人アイユーコンサルティングについて

【設立】2015年4月 【代表者】岩永 悠
 【従業員数】47名(うち税理士13名)
 【拠点】関東事務所(埼玉県川越市脇田本町)、東京事務所(東京都豊島区南池袋)他 福岡県に3拠点
 【特色】日本一の資産税特化事務所を目指す、提案型の税理士法人として、高い専門性と経験を積んだプロフェッショナルにより、相続・事業承継案件も累計950件超の実績あり。
 【URL】 <https://www.taxlawyer328.jp/>

下田会計事務所について

【設立】1979年4月 【代表者】下田 憲一
 【従業員数】18名(うち税理士4名)
 【拠点】川越市東田町5-33
 【特色】地域密着として埼玉県を中心に約40年間の実績があります。JAいるま野農協や埼玉県農業会議等の顧問。新事業承継税制に関しては、平成30年度10銀行以上と勉強会・セミナーを実施。
 【URL】 <https://www.shimodakaikei.com/>

埼玉県事業承継ネットワークについて

- ✓中小企業庁・埼玉県は、地域における事業承継支援体制の強化に向けて、事業承継支援のためのネットワーク構築に取り組んでいます。
- ✓「埼玉県事業承継ネットワーク地域事務局」は、埼玉県が、さいたま商工会議所内に設置したもので、県内の商工会・商工会議所、金融機関や支援機関及び各士業団体が、事業承継支援を円滑に行うために組織したネットワークです。

事業承継について一度相談してみませんか?

ご相談内容により、適切な専門家や支援機関のご紹介など、具体的なご支援につながっていきます。事業承継計画の作成や経営の改善策についてもお手伝いしていますので、お気軽にご相談ください。

埼玉県事業承継ネットワーク事務局

(さいたま商工会議所会館1F) さいたま市浦和区高砂3-17-15

TEL:048-845-5200

事業承継をお考えの中小企業の方へ

事業承継時の 経営者保証を不要とする 新しい制度ができました。

まずは、事業承継ネットワーク事務局まで
お気軽にご相談ください。

相談窓口

*各都道府県に設置されています。

事業承継ネットワーク事務局等

経営者保証コーディネーターが経営者保証に関するガイドラインの充足状況を確認し、
事業承継における「今後の取り組み」をアドバイスさせていただきます。
また、2020年4月1日から、新たな信用保証制度も始まっています。

チェック内容

経営者保証に関するガイドラインに基づき、法人と経営者の分離状況等を確認し、経営者保証解除の可否の判断に資する情報を整理。さらに、チェックリストによる見える化を図ります。

ご持参いただくもの

- ①事業承継計画書
- ②直近3年間の決算書(財務諸表及び勘定科目明細も含みます)
- ③試算表(決算後3ヶ月以内の場合は不要)
- ④資金繰り表
- ⑤相談申込書兼誓約書
- ⑥アンケート調査票

※上記⑤、⑥はホームページからダウンロード可能です。

※その他、会社の経営状況によって、必要な書類が追加となる場合があります

※ご持参いただくもので、何か不明なことがあれば、裏表紙に記載の相談窓口までお問い合わせください

保証解除に向けての 支援について

- ①派遣専門家が、金融機関と経営者保証の解除に向けた目線合わせを支援するとともに、その後の対応をアドバイスします。
- ②経営者保証コーディネーターによるチェックシート充足の確認を受けた場合、新たに創設された信用保証制度の保証料の軽減を受けることができます。
- ③経営者保証解除に関する最終的な判断は、金融機関となります。

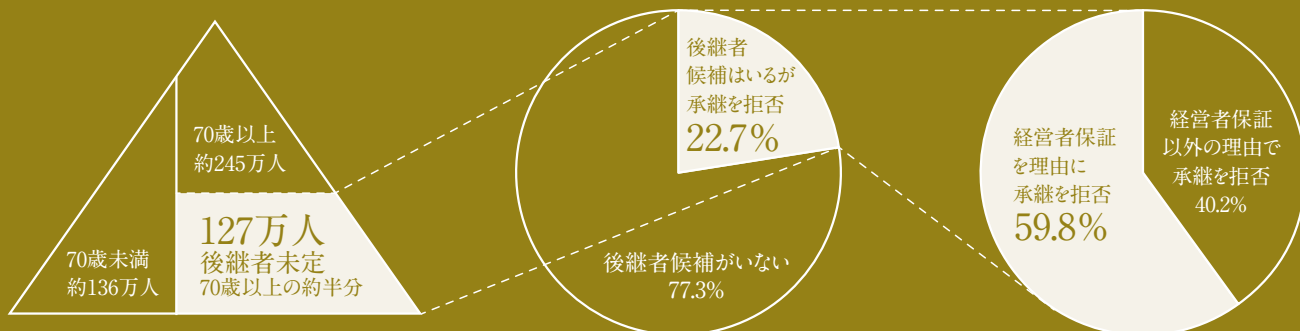
中小企業経営者のみなさん! 経営者保証を理由に事業承継で困っていませんか?

2025年の中小企業経営者

全体：約381万人(2016年度調査)

後継者未定の理由

なぜ事業承継を拒否しているか



70歳以上の中小企業経営者の約半分である127万人は後継者が未定です。

そのうちの22.7%は後継者がいるのに事業承継を拒否しているのです。

さらにその59.8%が拒否の理由としているのが事業承継時の経営者保証です。

もし、このまま廃業が急増すると、

2025年までに650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性があります。

国内経済にとっても一大事です。

このような状況をふまえ

2020年4月1日より、経営者保証解除に向けた、
新しい支援制度がスタートしました。

01 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始

02 経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始

03 一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

01 →

事業承継を支援する 「経営者保証に関するガイドライン」 特則の適用

「経営者保証ガイドライン」とは？

中小企業、経営者および金融機関による対応についての中小企業団体、金融機関団体共通の自主的・自律的な準則です。次の3つの要件を満たすことで、ガイドライン適用の可能性があります。

- 1 法人と経営者の関係の明確な区分・分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上3つの条件を満たす中小企業が、会社経営を後継者に引き継ぐ際に、経営者保証不要で金融機関から融資を受けられる可能性があります。そして、既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

●原則として、前経営者・後継者の双方から二重には保証を求めません。

●例外的に、二重の保証が真に必要である場合には、その理由や、ガイドラインが適用されない場合の融資条件等について、金融機関が前経営者・後継者の双方から理解を得られるよう十分に説明します。

02 →

経営者保証解除に向けた 「経営者保証コーディネーター」 による支援制度

経営者保証コーディネーターは、経営者保証ガイドラインの充足状況を確認し、保証解除に向けて、金融機関との目線合わせをサポートします。

●経営者保証コーディネーターが「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況を確認します。



新しい支援制度は、
事業承継時の融資に際し、
経営者保証の免除や解除を
可能にします。

03 →

経営者保証を不要とする 新たな信用保証制度を創設 【事業承継特別保証制度】

保証限度額

2.8億円

(内、無担保8000万円/組合等の場合は4.8億円)

保証期間

10年以内

(据置期間1年以内)

保証料率

0.45%～1.90%

[経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合]

0.20%～1.15%

に大幅軽減

お申込み資格

- 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」を有する法人または
- 令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継した法人であって、事業承継日から3年経過していないもの

事業承継計画…信用保証協会所定の書式による計画書

■資産超過

■返済緩和中ではない

■法人と経営者が分離している

等の一定の要件があります。

お申込み方法

与信取引のある 金融機関経由のみ

対象資金

事業資金

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能
(ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)

詳しくは、与信取引のある金融機関または最寄りの信用保証協会へご相談ください。

相談窓口(受託機関名)

【北海道】北海道事業承継ネットワーク事務局
((公財)北海道中小企業総合支援センター)
011-232-2014

【青森県】青森県事業承継ネットワーク事務局
((公財)21あおり産業総合支援センター)
017-732-3530

【岩手県】岩手県事業承継ネットワーク事務局
(盛岡商工会議所)
019-601-2116

【宮城県】宮城県事業承継ネットワーク事務局
((公財)みやぎ産業振興機構)
022-722-3895

【秋田県】秋田県事業承継ネットワーク事務局
(秋田県商工会連合会)
018-838-0535

【山形県】山形県事業承継ネットワーク事務局
((公財)山形県企業振興公社)
023-647-0664

【福島県】福島県事業承継ネットワーク事務局
((公財)福島県産業振興センター)
024-954-4162

【茨城県】茨城県事業承継支援ネットワーク事務局
(水戸商工会議所)
029-297-1106

【栃木県】栃木県事業承継ネットワーク事務局
(宇都宮商工会議所)
028-612-3998

【群馬県】群馬県事業承継ネットワーク事務局
((公財)群馬県産業支援機構)
027-226-5665

【埼玉県】埼玉県事業承継ネットワーク事務局
(さいたま商工会議所)
048-845-5200

【千葉県】千葉県事業承継ネットワーク事務局
(千葉商工会議所)
043-445-8205

【東京都】東京都事業承継ネットワーク事務局
((一社)東京都中小企業診断士協会)
03-6228-4084

【神奈川県】神奈川県事業承継ネットワーク事務局
((公財)神奈川産業振興センター)
045-633-5107

【新潟県】新潟県事業承継ネットワーク事務局
((公財)にいがた産業創造機構)
025-250-6034

【富山県】富山県事業承継ネットワーク事務局
((公財)富山県新世紀産業機構)
076-444-5689

【石川県】石川県事業承継ネットワーク事務局
((公財)石川県産業創出支援機構)
076-267-1244

【福井県】福井県事業承継ネットワーク事務局
((公財)ふくい産業支援センター)
0776-67-7422

【山梨県】ブッシュ型事業承継支援高度化事業 山梨県事務局
((公財)やまなし産業支援機構)
055-243-1895

【長野県】長野県事業承継ネットワーク事務局
((公財)長野県中小企業振興センター)
026-227-6111

【岐阜県】岐阜県事業承継ネットワーク事務局
(岐阜県商工会連合会)
058-274-9723

【静岡県】静岡県ブッシュ型事業承継支援高度化事業事務局
(静岡商工会議所)054-275-1881
((公財)静岡県産業振興財団)

【愛知県】愛知県事業承継ネットワーク事務局
((公財)あいち産業振興機構)
052-589-2234

【三重県】三重県事業承継ネットワーク事務局
((公財)三重県産業支援センター)
059-228-3171

【滋賀県】滋賀県事業承継ネットワーク事務局
(大津商工会議所)
077-511-1505

【京都府】京都府事業承継ネットワーク事務局
((公財)京都産業21)
075-315-8897

【大阪府】大阪府事業承継ネットワーク事務局
((公財)大阪産業局)
06-4708-7027

【兵庫県】兵庫県事業承継ネットワーク事務局
((公財)ひょうご産業活性化センター)
078-977-9123

【奈良県】奈良県事業承継ネットワーク事務局
((公財)奈良県地域産業振興センター)
0742-93-8815

【和歌山県】和歌山県事業承継ネットワーク事務局
(和歌山商工会議所)
073-499-5221

【鳥取県】鳥取県事業承継ネットワーク事務局
((公財)鳥取県産業振興機構)
0857-20-0400

【島根県】島根県事業承継ネットワーク事務局
(松江商工会議所)
0852-33-7481

【岡山県】岡山県事業承継ネットワーク事務局
((公財)岡山県産業振興財団)
086-286-9626

【広島県】広島県事業承継ネットワーク事務局
(広島商工会議所)
082-555-9651

【山口県】山口県事業引継ぎ支援センター
(山口県事業承継ネットワーク事務局)
((公財)やまぐち産業振興財団)
083-902-6977

【徳島県】徳島県事業承継ネットワーク事務局
(徳島商工会議所)
088-676-3310

【香川県】香川県事業承継ネットワーク事務局
((公財)かがわ産業支援財団)
087-802-7070

【愛媛県】愛媛県事業承継ネットワーク事務局
((公財)えひめ産業振興財団)
089-960-1127

【高知県】高知県事業承継ネットワーク事務局
(高知商工会議所)
088-855-5183

【福岡県】福岡県事業承継支援ネットワーク事務局
(福岡商工会議所)
092-409-0022

【佐賀県】佐賀県事業承継ネットワーク事務局
(佐賀商工会議所)
0952-27-7071

【長崎県】長崎県事業承継ネットワーク事務局
(長崎商工会議所)
095-801-0353

【熊本県】熊本県事業承継ネットワーク事務局
(熊本商工会議所)
096-312-4190

【大分県】大分県事業承継ネットワーク事務局
(大分県商工会連合会)
097-535-7230

【宮崎県】宮崎県事業承継ネットワーク事務局
(宮崎商工会議所)
0985-72-5151

【鹿児島県】鹿児島県事業承継支援事務局
((公財)かごしま産業支援センター)
099-219-8123

【沖縄県】沖縄県事業承継ネットワーク事務局
(那覇商工会議所)
098-860-0251

地域事務局使用欄

令和元年度補正予算
ブッシュ型事業承継支援高度化事業
全国事務局
(野村證券株式会社)

【事業承継ひろば】

<https://shoukei.go.jp>

※お問い合わせは2021年3月末まで

中小企業の経営者の皆さまへ、国の新しい支援制度がスタートしました。

貴社借入金の**個人保証**を理由に**事業承継**で困っていませんか？

…多くの会社で事業承継にとって**経営者保証**が大きな課題になっています。

子供に保証人となって
もらうのは忍びない？

保証を引継ぐぐらいなら、
廃業を考えようかな？

息子の妻が猛反対。
何とかならないかな？

— 国の新たな支援策 (令和2年4月より) —

原則として、新旧経営者双方から
二重に保証を求めない
こと等を金融機関に要請

経営者保証の解除に向け
「経営者保証コーディネーター」
を都道府県毎に配置

経営者保証を不要とする
「事業承継特別保証制度」
を新設

- 公的制度
- 秘密厳守
- 無料

埼玉県事業承継ネットワークまでご相談ください！

経営者保証コーディネーターが保証解除に向けてお手伝いします！

経営者保証コーディネーターによる支援

面談にて御社の状況を十分にお伺いします。

経営者保証に関するガイドラインに基づき、保証解除・免除に向けて状況を整理します。
・法人と経営者の分離状況、財務内容、経営の透明性等を確認

金融機関に対する
保証解除等の協議の
サポート* & フォローを行います。

※ 経営者保証コーディネーターや
専門家の派遣(無料)による同席など
(経営者保証解除の最終的な判断は
金融機関が行ないます。)

ご相談状況により、
保証解除や
経営改善に向けた
アドバイスをを行います。

「事業承継特別保証制度」の
保証料を軽減するための
資料を作成します。

※ 要件に合致しない場合には、
保証料の軽減は受けられません。

ご相談にあたり、ご準備いただく主な書類は以下となります。

※ 書類が揃っていない場合でもご相談は可能です。

直近3年間の
■ 税務申告書
■ 財務諸表
■ 勘定科目明細

試算表

資金繰り表

事業承継
計画書

ご相談は裏面から →

経営者保証業務 相談申込書

ご相談の申込はFAX、Eメール等で受付しています。申込受付後、事務局より折り返しご連絡いたします。

埼玉県事業承継ネットワーク 行	
送付先	FAX 048-845-5201 E-mail miyamoto.t@saitamacci.or.jp
貴社名	代表者名
ご担当者名	※ お問い合わせされる方が代表者でない場合 代表者との ご関係
所在地	〒 -
電話番号	※ 本件でご連絡しても良い番号。携帯電話も可 FAX番号
メールアドレス	※ 可能な限り共有のメールアドレスは避けてください @

申込書に記載された個人情報は、経営者保証業務など、ネットワーク事務局の業務に利用させていただきます。



中小企業庁プッシュ型事業承継支援高度化事業 埼玉県事業承継ネットワーク

ご相談連絡先

ポータルサイト「お問い合わせ」

3192shoukei 検索



もしくはQRコードから ▶

TEL: 048-845-5200

FAX: 048-845-5201

E-mail: miyamoto.t@saitamacci.or.jp

- 本事業は国が行う、中小企業者等の経営者の個人保証の解除に向けた支援業務です。
- 当ネットワークは、国や埼玉県が地域における事業承継支援を強化するために構成・運営する公的相談窓口です。県内の商工団体や金融機関、支援機関が連携のうえ、それぞれがもつ知恵や経験を共有し、計画策定の支援や個別課題の解決に向けた専門家派遣など経営者の皆さまのスムーズな事業承継、会社の未来をバックアップしています。

事業承継 について一度相談してみませんか？

ご相談内容に応じ、適切な専門家や支援機関のご紹介、事業承継計画の作成や経営の改善策についてもお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

